

欧州理事会（2008年12月11～12日） 議長総括仮訳¹及び解説

海外調査部欧州課

本稿では、2008年12月に開催された欧州理事会の議長総括について解説する。加盟国の首脳、欧州委員会の委員長によって構成される欧州理事会（EU首脳会議）は、原則として3月、6月、10月、12月に開催されることとなっているが、会議終了後合意事項について、議長総括を発表することになっている。これは法的な拘束力を有するものではないが、EUが抱える重要な問題の状況を明らかにし、EUの今後の方向性を定める重要な指針となる。

2008年12月の欧州理事会では、リスボン条約、金融危機への対応、気候変動問題など重要な論点が議論された。以下ではそれぞれの仮訳を掲載するとともに、各文の意味について解説する。

¹ 本文はあくまで仮訳であり、正確を帰すためには原文をご参照ください。原文は、
http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/104692.pdfにて閲覧できます。

I.リスボン条約（パラ1～4）

1. 欧州理事会は、拡大した EU が国際問題を含め、より効率的に、より民主的に、かつより効果的に機能するのを促進するためにリスボン条約が必要であることを再確認する。リスボン条約を 2009 年末までに発効させるために、欧州理事会は EC/EU 条約の目的及び目標を尊重しつつ、以下の道筋を確定する。

2. 欧州委員会の構成について、現行条約では 2009 年に委員数を減らすことになっていることを欧州理事会は確認する。欧州理事会はリスボン条約発効を条件に、必要な法的手続きに従い、欧州委が引き続き加盟各国の国民 1 人を含まなければならないとの決定を行う。

3. 欧州理事会は、アイルランド首相 (Taoiseach) が提示した、税制、家族、社会及び倫理に関する問題、ならびにアイルランドの伝統的中立政策に関する共通安全保障・防衛政策 (CSDP) についての付属書 1 で示されるアイルランド人民のその他の関心について注意深く留意する。欧州理事会は、アイルランドがパラグラフ 4 の約束を実行することを条件として、上記の関心をアイルランドとその他の加盟国すべてが満足するよう取り扱うことに合意する。

必要な法的保証は以下の 3 点についてなされる：

- ・ リスボン条約は、あらゆる加盟国に対し、税制に関する EU の権限の範囲、あるいは権限の運用をなんら変更するものではない；
- ・ リスボン条約は、アイルランドの伝統的中立政策を含め、加盟国の安全保障・防衛政策、及びほとんどの他の加盟国の義務に対し影響を及ぼすものではない；
- ・ 生命、教育、家族に対する権利に関連するアイルランドの憲法の規定は、リスボン条約が EU 基本権憲章に法的な地位を与えているという事実によって、あるいはリスボン条約の司法・内務問題に関する条項によって、あらゆる面において影響を受けるものではないという保証

加えて、労働者の権利を含め付属書 1 のパラグラフ(d)に示された問題の高度な重要性を確認する。

4. 欧州理事会の上記の約束に照らし、また 2009 年半ばまでになされるより詳細な作業が申し分なく完了すること、またその満足のいく履行がなされると想定することを条件として、アイルランド政府は、現在の欧州委員会の任期の終了までのリスボン条約批准に向けて努力することを約束する。

【解説】

2008年6月12日に実施されたアイルランド国民投票で、EUの新しい条約であるリスボン条約の批准が否決され、当初目標としていた2009年1月の条約発効は不可能となった。他方で、アイルランドの国民投票否決後も同国以外の加盟各国は着々と批准手続きを進め、2009年2月2日現在、チェコ、アイルランドを除くすべての加盟国で議会承認もしくは批准を終えている。そこで他の加盟国からはアイルランドに対しては国民投票の再実施を求める声が高まり、12月の欧州理事会でアイルランド・カウエン首相は打開策を提示することが求められていた。結果として、議長総括では、パラグラフ1で2009年末までの条約発効を目指すこととし、パラグラフ4でアイルランドが現在の欧州委員会の任期終了、すなわち10月末までの批准を目指すとうたうことになった。

各国の議会承認・批准状況(2009年2月3日現在)(欧州委HPよりジェトロ作成)	
既に批准した国(23カ国)	スウェーデン、ベルギー、スペイン、フィンランド、エストニア、オランダ、リトアニア、キプロス、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、英国、スロバキア、ポルトガル、ラトビア、デンマーク、オーストリア、ブルガリア、スロベニア、ルーマニア、フランス、ハンガリー、マルタ
既に議会での承認が終えた国(2カ国)	ドイツ、ポーランド
未承認・未批准の国(2カ国)	チェコ、アイルランド

条約の早期発効を目指さなければならない理由の一つが、欧州委員会の委員数の問題である。現行のニース条約では、EU加盟国が27になった段階で、EC条約213条1項を以下のように改正するとしている。2007年1月にEUが27カ国となった段階で以下の規定に修正されたことになり、仮にリスボン条約が発効しない場合、2009年11月からの新しい欧州委員会のメンバーは、この規定に従って選定しなければならないこととなる。したがって、欧州委員会の委員数は最大で26となり、少なくとも加盟国のうち1カ国が委員を輩出できないことになる。議長総括のパラグラフ2はこのことを述べている。

1. 欧州委員会の委員は、全般的能力を基準として選定され、かつ独立性が十分に保証されていなければならない。

欧州委員会の委員数は、加盟国の数より少なくなければならない (less than)。委員会の委員は、平等性の原則に基づく輪番制に従って選定される。制度の実施規定はEU理事会の全会一致により採択される。

欧州委員会の委員数は、EU理事会の全会一致によって決定される。(下線筆者)

他方で、リスボン条約による改正により、EU 条約 17 条 4 項、5 項は欧州委員会の委員数について以下のように規定する。したがって、リスボン条約に基づけば次々回の欧州委改選まで 1 加盟国 1 委員は維持されることになっているだけでなく、欧州理事会が全会一致で決定すれば、次々回の 2014 年 11 月の改選以降も 1 加盟国 1 委員を維持することができることになっている。議長総括のパラグラフ 2 の後段はこのことを確認し、リスボン条約が発効されれば欧州理事会はそのような決定を行うことを宣言している。

(リスボン条約による改正後の EU 条約 17 条)

4. リスボン条約の発効日から 2014 年 10 月 31 日までに選ばれた欧州委員会は、委員長及び副委員長を兼務する EU 外務・安保上級代表を含め、各加盟国の国民 1 名で構成される。
5. 2014 年 11 月 1 日から欧州委員会は、委員長及び EU 外務・安保上級代表を含め、加盟国数の 3 分の 2 に相当する委員の数で構成される。ただし、欧州理事会が全会一致で委員数の変更を決定する場合は除く。・・・（下線筆者）

パラグラフ 3 では、アイルランドの関心が高い事項に関して、リスボン条約がアイルランドから決定権限を奪うものではないという法的保証を与えることがうたわれている。アイルランドが EU の条約批准を否決したのは今回が初めてではない。2001 年 6 月にも、ニース条約の批准を国民投票で否決した過去がある。2002 年 6 月の欧州理事会で、ニース条約はアイルランドの軍事的中立に影響しないことを確認するアイルランド、及び欧州理事会の宣言が採択された後、アイルランドは 2002 年 10 月に再度国民投票を実施、可決を経て批准している。今回も同様に、中立政策、中絶、税制などアイルランド国民の関心の高い項目について、リスボン条約はそれらの政策に影響しないとする宣言を欧州理事会で採択し、アイルランドの国民投票の再実施に繋げることが確認された。6 月の欧州理事会でなんらかの宣言の採択が見込まれている。

2009 年 1 月のアイルランドの各種世論調査では、国民投票が再度行われた場合の投票について、リスボン条約への賛成が反対を大幅に上回る結果となっている。アイルランドは金融危機の影響を最も受けた国の一つで、経済は急速に悪化している。皮肉にもこの状況がアイルランド国民に対し EU とともに生き残るしか道はないという意識を高めることに繋がり、リスボン条約にとってはプラスになった格好だ。アイルランドに法的保証を与える宣言の内容等が世論に影響を与える可能性もあり、今後も予断を許さないが、2010 年 1 月のリスボン条約発効の実現可能性は大きく高まった。

II. 経済及び財政問題（パラ5～18）

5. 経済・金融危機は、グローバルな危機である。したがって、EUは国際的なパートナーとともに協同する。EUの主導により2008年11月15日にワシントンで開催された(G20)サミットでは、世界経済の協調による回復、金融市場のより効果的な規制、よりよいグローバル・ガバナンス、及び保護主義の否定に向けて、野心的な作業プログラムを打ち出した。そのプログラムはそこで定められたスケジュールにしたがって実施されるべきである。2009年4月2日に開催される次のロンドンでの(G20)サミットに向けて、EU理事会は、欧州委員会とともにこの作業の準備を行い、2009年春の欧州理事会で進捗について報告しなければならない。

6. EUは、金融システムの円滑な運用、及び市場参加者の信頼を回復するために必要な緊急措置を、協調して決定した。欧州理事会は、加盟国が遅滞なくこれらの措置をやり遂げる必要性を強調する。欧州理事会は、2008年12月2日のEU理事会(ECOFIN理事会)で設定された枠組みに従い、関係者の協力を得てこれらの措置が完全かつ迅速に実施されることを要請する。欧州理事会は銀行及び金融機関に対し、実体経済への貸し出しを維持・保持し、主要金利の引き下げを借り手にまで及ぼすために与えられている融資枠をフル活用するよう要請する。この点で、共通の枠組み内の措置、特に保証制度が、企業及び家計の利益のために、金融機関の融資コストを引き下げのを支援する形で実際に適用されるよう、確保されるべきである。

7. 金融市場はいまだに脆弱なままだ。我々は引き続き警戒する必要がある、金融分野の安定性、監視、そして透明性を確保する措置について、特にECOFIN理事会のロードマップで規定されたとおり、最優先事項として実施していかなければならない。この点で欧州理事会は、欧州議会との交渉によって、EU理事会が一般的なアプローチ²に合意した立法決定について迅速な採択がなされることを希望する。欧州理事会はまた、その他の主要な問題、特に信用格付け機関、金融の監視、会計基準についても迅速に決定がなされることを要請する。

8. 金融危機はいまや実体経済に影響を与えつつある。ユーロ圏、そしてEU全体が景気後退に脅かされている。こうした例外的な状況において、欧州は、景気後退のスパイラル

² (原注) 資本要求、保険会社の支払い能力、譲渡可能な証券への集団投資事業(UCITS)、及び預金者の預金保護に関する指令案

を避け、経済活動及び雇用を維持するために、団結し、強い、迅速で決然たる態様でもって行動する。欧州は利用可能なあらゆる手段を活用し、EU及び加盟国が採る措置の効果を最大化するよう協調して行動する。この点で、加盟国の社会保障及び社会的受容政策は、決定的な役割を果たす。

【解説】

2008年12月2日に開催された経済・財務相（ECOFIN）理事会では、規則332/2002/ECで規定されている金融不安に陥っている非ユーロ圏加盟国に対する中期融資支援について、上限を120億ユーロから250億ユーロに引き上げる改正が採択された。同規則に基づいて08年11月4日にハンガリーに対し65億ユーロの融資が決定されているが³、上限を引き上げることによって金融危機への対応能力に幅を持たせた。

預金保証に関する指令94/19/ECについては、保証額を現行の最低2万ユーロから5万ユーロに引き上げ、2011年12月31日からは10万ユーロにまで引き上げること、また銀行の預金払い戻しが不可能になった場合の保険金支払い期日の短縮など改正の一般的アプローチについて合意している。パラグラフ6で触れている「2008年12月2日のEU理事会で設定された枠組み」とはこれらのことを指すと考えられる。

また、同理事会では、銀行の自己資本比率を規制する指令2006/48/EC及び2006/49/ECの改正について、2012年の報告義務のEUレベルでの調和、欧州銀行監督委員会（CEBS）の機能強化など、国境横断的な銀行グループへの監視強化、もともとのリスク保持者に少なくとも5%のリスクを保持することを義務付ける証券化規制、大口エクスポージャーへの監視強化などといった一般的アプローチに基づいて、引き続き欧州議会と協議することをうたった⁴。

他に、保険会社に対する規制であるSolvency IIの指令案や、譲渡可能な証券への集団投資事業（UCITS）に関する指令案についても議論されている。もともとこれらの規制については、2007年10月のECOFIN理事会で、2009年までの改革のためのロードマップが合意されていた⁵。12月2日の理事会ではこのロードマップに従い改正作業を進めることを確認しており、パラグラフ7で改めて欧州理事会でもこの点を確認したものである。

9. 欧州理事会は以下に述べるとおり、欧州経済回復計画に合意する。同計画はEUレベルで採られるべき活動に加え、それぞれの加盟国が個々の状況を考慮して採用する措置に

³ http://www.del.jpn.ec.europa.eu/home/news_jp_newsobj081104%5B2%5D.php

⁴ 欧州委の改正案については通商弘報2008年10月8日記事「金融安定化に向け中期的な制度改正が狙い - 銀行の自己資本に関する指令の改正案 - (EU)」を参照。

⁵ http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ecofin/96375.pdf

対し、統合的な枠組みを提供するものである。2008年11月26日に欧州委が発表した政策に従い、計画に基づく経済措置の総額はEUのGDPのおよそ1.5%に相当する。同計画はまた、我々の経済が現在の情勢により迅速に適応できるようにするための優先事項への取り組みについても規定している。

10. これに関連して、ECB及びその他の中央銀行は、金利をかなり下げている。こうすることで、インフレを伴わない成長を支持し、金融の安定化に貢献している。

11. EUによる行動に関して、欧州理事会は特に以下の行動を支持する：

- 国内機関投資家と協同しての2020年欧州エネルギー・気候変動及びインフラ基金（マルグリット基金）の創設のため、ならびに、中小企業、再生可能エネルギー、及びクリーンな輸送、特に自動車産業のための2009-10年の欧州投資銀行（EIB）融資枠の300億ユーロの増額
- インフラとエネルギー効率化への投資を強化するため、結束基金、構造基金、ならびに欧州農村開発農業基金によるプログラムの手続きの簡素化及び迅速な実施
- 適切な地理的バランスを考慮して欧州委により提示される特定の計画リストに基づき、EU予算の枠内で、一定の分野での投資を強化するため、及び供給の行き届いていない地域も含め、規制インセンティブを通じて、ブロードバンドインターネットを普及するためになしうる施策の導入
- 賃金以外の労働コストを削減することで最も小さな企業に対する特別な注意を払いながら実施される、雇用支援、特に最も影響を受けやすいグループを支援するための欧州社会基金による迅速な追加的活動
- 特に欧州グローバル化調整基金のもとで、手続きの改善及び迅速化などによって、欧州経済における主要セクターの雇用を促進するための活動
- 加盟国が希望するとおり、特定のセクターにおける付加価値税率（VAT）引き下げを可能にすること：欧州理事会は、経済・財務相理事会（ECOFIN）に、2009年3月までにこの問題を解決するよう要請する。
- 国家援助のためのデミニマス基準を50万ユーロまで引き上げるとともに、企業、特に中小企業への支援を増やすことが求められていることに対応して国家援助の枠組みを修正する2年間の暫定的な例外措置、ならびにEU理事会が2008年12月1日に採択した小規模事業法（Small Business Act）の行動計画の完全な実施
- 主要な公共プロジェクトのために最も共通して利用される手続きの入札プロセスの長

さを 87 日から 30 日に減らすため、2009 年、2010 年での公共調達指令における迅速化手続きを利用すること。これは、現在の経済状況の例外的性質によって正当化される。

- 引き続きビジネスに対する行政負担を軽減すること

欧州理事会は、欧州議会、EU 理事会、欧州委に対し、適当な場合、できる限り早いスケジュールに沿って、現在の金融状況及び機構間合意の手続きにしたがって、規制枠組みに関する必要な決定を採択するよう求める。

【解説】

欧州委は 08 年 11 月 28 日、「金融危機からの回復：欧州の行動枠組み」と題し、金融危機に対応する経済政策として、EU の域内総生産の 1.5% に相当する総額 2,000 億ユーロ（加盟国 1,700 億ユーロ、EU と欧州投資銀行（EIB）が 300 億ユーロ）規模の「欧州経済回復計画」を発表した。

「欧州経済回復計画」 (http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/publication13504_en.pdf)

1) EIB 及び EBRD の貸出枠増額

- EIB の年間介入額を次の 2 年間 150 億ユーロに引き上げること、EIB の貸し出し余力を市場にアピールするため加盟国は年末までに EIB の準備金を 600 億ユーロに引き上げること、を決定。
- 欧州復興開発銀行（EBRD）は新規加盟国への融資を現行の水準に 5 億ユーロ追加する。

2) 雇用支援政策

- 労働者のトレーニングやマッチングなど加盟国の雇用政策を推進するため欧州社会基金（ESF）の運用基準を簡素化。加盟国は最大 18 億ユーロまでアクセスできるよう 2009 年の早い時期に払い込みを開始する。
- 欧州グローバル化調整基金（EGF）の迅速な活用に向け運用ルールを改正する。
- 低技術労働者の雇用確保に向け低所得者雇用の社会保障費負担を低減する。
- 労働集約サービスに対する付加価値税（VAT）減税の恒久化のための指令案を EU 理事会は 2009 年 3 月の欧州理事会の開催までに採択する。

3) ビジネス支援政策

- EIB は中小企業への融資枠を 300 億ユーロに現行から 100 億ユーロ引き上げる。
- EIB は中規模企業への貸し出し能力を年間 10 億ユーロ増強する。
- 欧州委は国家援助に関する決定プロセスを簡素化、迅速化する。また欧州委は、EU の環境基準を超える製品への投資のための補助金を供与することによって加盟国が企業財政を支援することを一時的に許可する。
- 会社設立手続きを簡素化、迅速化する。
- 提案されている欧州有限会社（European Private Company）規則案を早期に採択する。
- 特許申請料を最大 75% 減免する。

4) インフラへの投資

- 汎欧州エネルギー相互接続インフラ、ブロードバンド等、通信関連インフラ整備プロジェクトのため 2009～10 年の EU 予算を 50 億ユーロ追加する。
- 2007－13 年の結束基金（cohesion policy）など計上されている 3,470 億ユーロの基金で加盟国の公共投資を支援する。また金融危機が各国の計画に影響しないよう、最大 45 億ユーロを利用可能とするためプログラムの先行融資額を 09 年の早い段階で増加する。
- 09 年 3 月末までに汎欧州交通ネットワーク（TEN-T）プロジェクトのために欧州委は 5 億ユーロの入札公募を実施し、09 年中の着工を目指す。
- EIB は気候変動、エネルギー安全保障、インフラ投資への融資を最大年間 60 億ユーロ追加する。
- 加盟国は建物の省エネなどエネルギー効率化政策により重点的に配分するよう、構造基金を再検討する。
- 欧州委は EIB、加盟国開発銀行らと共同してエネルギー、気候変動、インフラのための 2020 年基金を立ち上げる。

5) グリーン製品の促進

- 特に建物の省エネを改善することを目的とし、グリーン製品及びサービスの付加価値税（VAT）の引き下げの提案。
- 加盟国に（EuP 指令による）外部電源やセット・トップ・ボックスなどの環境パフォーマンス基準の迅速な履行を促す。
- 欧州委は、テレビや家庭用証明、冷蔵庫、洗濯機、ボイラー、エアコンなどエネルギー効率化のポテンシャルの高い製品に続きその他の製品への措置を迅速に導入する。

6) 研究開発（R&D）、技術革新、教育分野への投資支援

- 加盟国に民間部門の R&D 投資を増加するための方法検討を促す。

7) 自動車、建設分野でのクリーン技術の開発支援

- 「欧州グリーン車イニシアティブ」として、自動車の安全・環境技術開発等のために、EU、EIB、産業界、加盟国など官民で共同して、少なくとも 50 億ユーロの支援を実施する。
- 「欧州省エネ建物イニシアティブ」として、エネルギー消費、CO2 排出抑制のため技術開発などに 10 億ユーロ支援実施。
- 「未来の工場イニシアティブ」として、製造業、特に中小企業がグローバルな競争に適應するための技術開発等に 12 億ユーロを支援する。

8) 世界の貿易環境の維持・自由化推進

- WTO ドーハ・ラウンド早期合意を推進する。
- 「危機対応パッケージ」として西バルカン諸国に 1 億 2000 万ユーロを支援する。
- 「バルセロナプロセス－地中海のための連合」、東方パートナーシップを通じ、近隣諸国と密度の濃い、包括的な FTA ネットワークを創造する。
- 新しい、野心的な FTA の締結に向け努力する。
- 大西洋経済評議会（TEC）等を通じ、米国新政権と緊密な関係を構築する。またカナダや日本などと規制協力を推進する。
- 中国、インド、ブラジル、ロシアなど重要なパートナーと対話継続し、政府調達、競争、知財などの分野を取り上げる。

計画の概要は囲みの通りであるが、ECOFIN 理事会での議論を経て、欧州理事会はパラグラフ 9 で、計画に合意したことを表明している。パラグラフ 11 では、その具体的な内容に触れている。

付加価値税 (VAT) の引き下げについては、現行の指令 2006/112/EC では、加盟国の標準付加価値税を、2010 年 12 月 31 日までは 15% にするとされている。その上で、例外的に特定の品目については、5% を下限として軽減税率の適用が認められている⁶。現在税の軽減措置をより柔軟に認める方向で見直しが進められており、欧州委は 2008 年 7 月に、サービス分野での軽減税率の適用に関する改正案を提示している⁷。

欧州経済回復計画でも、2009 年 3 月末までの同改正案の採択を目指すことがうたわれているが、ここではそのことが確認されている。改正案では、レストランサービスなどの現地供給型サービス、労働集約サービスについて恒久的な軽減税率の適用を認めることを提案している。さらに、欧州委は、環境製品・サービスに対する軽減付加価値税率の適用に関する提言も作成中である。

国家援助については、欧州経済回復計画でも、ビジネス支援策としてそのルールの特典化がうたわれている。すなわち、EC 条約第 87 条では、競争歪曲的な国家による特定の企業の支援、国家援助を禁止し、88 条で加盟国の国家援助は欧州委の審査のもとにおかれることとなっている。加盟国は原則として、欧州委に通知する義務を負い、欧州委が当該国家援助が禁止される援助に当たると判断する場合には、加盟国は当該国家援助の交付を修正、または撤回しなければならない。

これに対し、金融危機を受けて各国が広範な経済政策を緊急に採らなければならなくなったとき、これらのルールは各国の政策の迅速な実施に対し障害となる可能性もあったことから、認可プロセスの特典化、また認可対象からの除外範囲の拡大について検討する必要が生じた。パラグラフ 11 ではこの点も確認している。

これを受けて欧州委は 12 月 17 日、国家援助のための暫定的な枠組みを採択した⁸。それによれば、現行の欧州委員会規則 1998/2006⁹ で定められた国家援助のデミニマスルール、すなわち、20 万ユーロまでの国家援助については僅少 (de minimis) であるとして通報義務の対象から除外する規定 (2 条) について、その上限を 2010 年 12 月 31 日まで一企業当たり 50 万ユーロに引き上げることを明記した。

⁶ VAT 規制の概要については、国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の付加価値税 (2008 版)』(2008 年 10 月、<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/200804.pdf>) 11 頁以下を参照。

⁷ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0428:FIN:EN:PDF>

⁸ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:016:0001:0009:EN:PDF>

⁹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:379:0005:0010:EN:PDF>

他に、保証、低利融資による援助のほか、環境親和的な製品（green products）に対する低利融資（大企業については25%、中小企業については50%の利率低減）などについて国家援助規制を緩和するほか、政府のリスクキャピタル措置として、現行のガイドライン¹⁰では中小企業に対する150万ユーロを超えない出資は国家援助規制の対象から除外するとしているところ、2010年12月31日まではこの上限を250万ユーロに引き上げるよう現行のルールを修正することを明記した。

公共調達の入札手続きについては、パラグラフ11での言及を受けて、欧州委は08年12月19日、入札手続きの期間短縮を決定した¹¹。ここでいう「最も共通して利用される手続き」とは指名競争入札（restricted procedure）のことで、現行の指令2004/18/EC¹²では、入札参加希望者の最短受付期間を37日（第38条3項(a)）、参加者からの入札受付期間を最短40日（第38条3項(b)）とし、また指令2007/66/EC¹³によって改正された指令89/665/EECでは、落札者決定から契約まで10日間の現状維持期間をおくこととしており（第2a条2項）、入札開始から契約まで合計で最短でも87日間必要なことになる。

これに対し、指令2004/18/ECでは、緊急の場合には、入札参加受付期間、参加者からの入札受付期間をそれぞれ10日間に短縮することができるとしており（第38条8項）、これに落札者決定から契約までの10日間を加えると、入札開始から契約まで最短30日間であることになる。パラグラフ11で「これは、現在の経済状況の例外的性質によって正当化される」とするのは、現在の状況が指令2004/18/ECにいう緊急の場合に当たることを欧州理事会が確認したことを意味する。これにより、各国は入札期間を短縮して迅速な財政措置を採ることができる。

12. 加盟国側では、それぞれの特別な状況に対応し、そしてそれぞれの行動の対象の違いを反映し、既にいくつかの重要な措置を採用している。危機の規模からいって、以下の指針に基づく共通のアプローチの枠組みの中で、よりいっそうの協調的な努力が求められている：

- 需要を支える措置は、直接効果をもたらすことを目的とし、期間を限定し、経済構造から最も重要であり影響のあるセクター（自動車産業や建設業など）を対象としなければならない。

¹⁰ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2006:194:0002:0021:EN:PDF>

¹¹ <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/2040&format=HTML&aged=0&language=EN>

¹² <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:134:0114:0240:EN:PDF>

¹³ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:335:0031:0046:EN:PDF>

- 国内の状況により、これらの措置は、財政支出の増加、税負担の慎重な軽減、社会保障の国庫負担の削減、特定カテゴリーの企業への支援、あるいは家計、特に最も影響を被る者への直接支援といった形態で行うことができる。
- これらは、リスボン戦略で規定された構造改革の実施に向けてのよりいっそうの努力によって達成しなければならない。こうした改革は投資、インフラへの資金投入の増加、企業の競争力の改善、よりいっそうの中小企業への支援ならびに雇用、イノベーション、研究開発、及び教育や訓練の促進のために進めていくべきである。

13. 欧州理事会は、修正された安定・成長協定は引き続き EU の予算枠組みの基礎となるものであることを強調する。協定は、欧州経済回復計画に基づくすべての実施措置に対しフレキシビリティを与える。これら実施措置は一時的に財政赤字を高めるであろうことを認識して、欧州理事会は、持続可能な財政政策への完全なコミットメントを再確認するとともに、加盟国に対し、協定に整合的な状態、そして経済回復のペースに従って中期予算目標に、できるだけ早急に戻るよう要求する。

【解説】

EU加盟国の財政政策を規律する安定・成長協定 (SGP: the Stability and Growth Pact)¹⁴ は、財政赤字の許容範囲をGDPの 3%以下、債務残高についてはGDP比 60%以下と定め、これに反する状態が存在する場合は欧州委員会の報告書・勧告、ECOFIN理事会の決定・勧告を経て、最終的には制裁を発動するに至る過剰赤字手続きを規定している¹⁵。

このように、EUの財政規律は具体的な手続きによって担保されているが、他方で景気後退局面での例外規定を設けている。さらにこの例外規定は、2002年以降ドイツ、フランスなど主要国をはじめ3%以上の財政赤字が続いた結果、2005年6月のECOFIN理事会での規則1466/97及び規則1467/97の改正採択により、緩和された。これにより、実質GDPがマイナスか、潜在成長率に比べ非常に低い期間が長引くことで生産の減少が蓄積する場合には、たとえ基準値のGDPの3%を超える財政赤字があったとしても、EC条約第104条2項(a)但書第2文の「例外的」状況に当たり、過剰赤字手続きでは基準値を超えるものとはみなされないこととなっている。この例外条項は、2005年改正前は、実質GDP成長率がマイナス2%以上の場合とされていた。

¹⁴ 安定・成長協定は、1997年6月のアムステルダム欧州理事会で採択された「安定・成長協定に関する欧州理事会決議、ならびに同年7月に採択された、EC条約第99条の多角的監視手続きに関する規則1466/97、及びEC条約104条の過剰赤字手続きに関する規則1467/97らを総称して指すものである。両手続きの内容については、さしあたって庄司克宏『EU法 政策編』(2003)93頁以下を参照。

¹⁵ 庄司、前掲、96-97頁。

そのほかにも過剰赤字手続きでの認定に際しての考慮要因を具体化し、過剰赤字の是正期限を一定の場合には延長することを認めるなど、改正により、各国には財政政策についてよりフレキシブルに対応措置を採用することができるようになった¹⁶。パラグラフ 13 ではこのことを確認している。

他方で、これらの措置はあくまで例外的状況に対応するものであり、恒常的な赤字を認めるものではないことを同時に確認している。したがって、金融危機に対応する財政措置発動に伴う財政赤字を一時的に認めるとしても、規律、及び基準の見直しに繋がるものではない。この点で、欧州委は財政規律に対し比較的厳しい姿勢を示しており、過剰赤字手続きの運用をどのようにしていくのかが注目される。

14. 現在の状態では、欧州委による競争法の適用も、迅速で柔軟な行動の要請に対応するものでなければならない。この点で、欧州理事会はなかでも欧州委の金融機関に関する新しいガイドラインの採択を歓迎し、その迅速な実施を要請する。

【解説】

ここでいう競争法とは、主に国家援助に関するルールを意味する。先にも述べたとおり、EU では、加盟国による企業への補助金について、EU 競争法に従い欧州委の認可を得る必要がある。しかし、現在の情勢においては、政府は企業に対し迅速かつ柔軟な支援を求められる。欧州委による国家援助の判断は、特に判断が困難なケースには長期間を要するが、これが加盟国政府の迅速な活動の足かせとなってはならないことから、ここでは現行の例外的な状況においては、国家援助のルールに適合するかどうかの判断も迅速かつ柔軟に行わなければならないとする。

なお、パラグラフ 11 では、国家援助の検討対象とならない補助金スキームの対象を暫定的に広げていることは既述したとおりである。

ここで触れられている金融機関に関する新しいガイドラインとは、欧州委が 08 年 12 月 5 日に採択した「現在の金融危機における金融機関への資本注入に関する欧州委員会通知：援助の必要最小限への限定と競争の不当な歪曲に対するセーフガード¹⁷」のことを指す。

欧州委は既に 10 月 13 日、「現在の金融危機において金融機関に関連して採られる措置への国家援助ルールの適用に関する欧州委員会通知」として、金融機関への支援について

¹⁶ 安定成長協定の見直しについては、内閣府『世界経済の潮流 2006 年秋』32-33 頁を参照。

¹⁷ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:010:0002:0010:EN:PDF>

適用されるべき国家援助ルールのガイドラインを発表していた¹⁸。12月5日のガイドライン発表までに、英国、ドイツ、ギリシャによる金融機関への資本注入政策、及び個別銀行の救済ではオランダによるING銀行への資本注入、ラトビアによるJSC Parex Bankaへの資本注入が10月13日のガイドラインに基づき承認されていた。しかし、資本注入（recapitalisation）についてはより詳細なガイドラインが必要であるとして発表されたのが、12月5日のガイドラインである。

同ガイドラインでは金融安定化、信用回復、実体経済への貸出確保などが資本注入の目的であるとしたうえで、資本投入は、他の加盟国の金融機関、あるいは資本注入を受けない金融機関を相対的に競争上不利な状況に置く、あるいは各行のリスク状況を考慮することなく資本投入することは特定の金融機関に不当な利益を与えることに繋がるなどの競争関係に影響を与えることがあることから、容認されうる資本投入の基準を規定している。

15. 欧州理事会は、その他の主要国での実施される同様のイニシアティブと同調することの野心的な経済回復計画が、欧州経済の成長路線、そして雇用創出への早期の回復に決定的な貢献をなすであろうということを確認している。欧州理事会は、2009年3月の会合で、経済回復計画が着実に実施されているのかを評価し、必要であれば追加、調整を行う。

16. 欧州理事会は EU 理事会及び欧州委に対し、エネルギー価格の継続的安定を達成する方法を検討するため、産油国との対話を開始するよう要請する。

17. 欧州理事会は、野心的かつグローバルでバランスのとれた結果をもたらす WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) の妥結に繋がる、モダリティに関する合意を本年中に達成するという目的を支持する。

18. 欧州は未来に投資し続けなければならない。それは将来の繁栄をもたらすための対価である。欧州理事会は、イノベーションに向けての欧州計画の立ち上げを要請する。同計画は欧州研究圏 (European Research Area) の発展及び2010年以降のリスボン戦略の将来についての検討と結び付けられるものであり、持続可能な開発のすべての条件、そして未来の主要なテクノロジー（とりわけエネルギー、情報技術 (IT)、ナノテクノロジー、宇宙技術及びサービス、ならびに生命科学）を抱合する。

¹⁸ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:270:0008:0014:EN:PDF>

III. エネルギー及び気候変動（パラ19～25）

19. 欧州理事会は、共同決定手続きのもとでの、エネルギー/気候変動立法パッケージにある4つの提案について基本的合意に達しつつある欧州議会の努力の結果を賞賛する。欧州理事会はまた、軽乗用車のCO₂排出量と燃料基準、及び再生可能指令に関する立法提案への完全な合意を賞賛する。

20. 欧州理事会は、同パッケージの実施に伴い生じる問題、及び未解決の疑問について議論した。その結果欧州理事会は、文書17215/08で示される点について合意に達した。

21. 欧州理事会は、EU理事会に対し、年末までにパッケージ全体について第一読の合意が達せられるよう、上記文書に基づいて欧州議会との合意を目指すよう要請する。

22. このパッケージは、2007年3月及び2008年3月にEUが表明したエネルギー・気候変動に関する野心的な約束、特に2020年までに温室効果ガスの排出量を（90年比）20%削減するという目標を実施するもの。欧州理事会はコペンハーゲンでの野心的、包括的な気候変動に関する2013年以降の国際合意の枠組みで、他の先進国が相応な削減目標の達成を引き受け、途上国のうち経済的により発展した国がそれぞれの責任と能力に釣り合った貢献をなすことを条件として、EUの約束は30%の削減にまで引き上げられることを確認する。

23. 欧州委は2010年3月の欧州理事会で、20%から30%への目標変更も含め、コペンハーゲン会議の結果に関する詳細な分析を報告する。これに基づき欧州理事会は、欧州産業及びその他経済分野の競争力への影響を含め、状況の分析を行う。

24. この合意、及び経済回復計画に沿って、建物及びエネルギー・インフラのエネルギー効率性の改善、グリーン製品の推進、ならびに自動車産業界のより環境親和的な自動車の生産に向けての努力の支持に向けての活動を強化することが肝要である。

25. EUの気候変動に取り組む努力は、最も孤立した加盟国の相互接続を含め、エネルギー安全保障の強化に向けての断固たる取り組みと結びつくものである。この点で、欧州理事会はEU理事会に対し、2008年10月の欧州理事会議長総括で規定されたガイドラインに基づき、2009年3月の欧州理事会の準備のため欧州委員会が提示するエネルギー安全保

障及び連帯行動計画の検討を迅速に進めることを要請する。

【解説】

欧州委が2008年1月23日に提案した気候変動・エネルギーパッケージに基づき、気候変動に関する議論が進められている¹⁹。パッケージには排出権取引制度（ETS）に関する指令改正案²⁰、2020年までのEUの温室効果ガス排出量削減約束を守るための加盟国の排出量削減努力に関する決定（努力共有決定）²¹、CO₂の回収貯蓄指令案²²、再生可能エネルギーの利用促進指令案²³が含まれており、パラグラフ19にいう4つの提案とはこれらのことを指す。欧州理事会の開催後、欧州議会は12月17日、これらのパッケージについて合意に至っている。

気候変動については、2009年11月からコペンハーゲンで開催されるCOP15でポスト京都議定書の国際条約の合意達成を目指し、交渉が進められているが、EUは条約の内容により、すなわち米国の参加や先進的な途上国の参加を条件として、2020年のCO₂排出量の削減目標を20%から30%にまで引き上げることを検討することとしている。パラグラフ22、23ではこのことが確認されている。

なお、パラグラフ21で触れられている文書17215/08については添付資料を参照のこと。

IV. 共通農業政策（CAP）（パラ26～27）

26. 欧州理事会は、共通農業政策（CAP）の“ヘルスチェック”（Health Check）についてEU理事会が合意したことの重要性を強調する。

27. 欧州理事会は、豚肉に関する状況と迅速な予防的活動へのアイルランドの努力への支持を表明する。欧州理事会は欧州委に対し、関連する動物の駆除、及び市場からの製品の回収のための融資措置を通じて、アイルランドの畜産業者及び屠殺業者の支援を行うよ

¹⁹ 詳細はジェトロ・ユーロトレンド2008年11月号「EUの気候変動・エネルギー政策の検討状況」（<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/05001618>）を参照。

²⁰ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0016:FIN:EN:PDF> 指令案の検討状況は以下のサイトで閲覧できる。

http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=196654

²¹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0017:FIN:EN:PDF> 指令案の検討状況は以下のサイトで閲覧できる。

http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=196655

²² <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0018:FIN:EN:PDF> 指令案の検討状況は以下のサイトで閲覧できる。

http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=196656

²³ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0019:FIN:EN:PDF> 指令案の検討状況は以下のサイトで閲覧できる。

http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=196665

う要請する。

【解説】

2008年12月、アイルランド産豚肉から基準値を超えるダイオキシンが検出されたことから、欧州委は08年9月1日以降に食肉処理されたアイルランド産豚肉の回収命令を出した²⁴。

共通農業政策（CAP）については、2003年になされた改革で、見直し条項が加えられた。これに基づき、2007-2008年にCAPが予定どおり機能しているかを検証し、政策を微調整するために行われた見直し作業がヘルスチェックである²⁵。欧州委は2008年5月に改正案を提案していたが²⁶、加盟国は11月の農相理事会で法案に基本合意した²⁷。パラグラフ26ではその点について言及している。その後2009年1月19日の理事会で、法案が正式に採択された²⁸。

V. 対外関係及び欧州安全保障政策（パラ28～30）

欧州近隣諸国政策

28. 欧州理事会は2008年11月3、4日にマルセイユで開かれた閣僚会合で議論された、地中海のための連合（*the Union for the Mediterranean*）の作業方法を規定するガイドラインを支持する。そこで提示された枠組みのなかで、欧州理事会はこのイニシアティブのあらゆる局面でのさらなる野心的な実施を要求する。

29. 同様に、東方パートナーシップは、例えば黒海シナジー（*Black Sea Synergy*）といったEUの近隣諸国に関するその他考慮すべき既存の協力形態を補うものとして、欧州近隣政策（*European Neighbourhood Policy*）の東方のパートナー²⁹に関するEUの政策の二国間、及び多国間枠組みでの著しい強化をもたらす。東方パートナーシップは、パートナー諸国が改革プロセスを進展させるのを支援すべきであり、それによって東方諸国の安定性に貢献し、よりEUと緊密な関係を築くことに繋がる。欧州理事会は、欧州委が2008年12

²⁴ 概要は厚生省ホームページを参照。（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1208-3.html>）

²⁵ CAP改革については、国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大EUの現状と今後の課題』（2007）175-189頁、比沢奈美「10 共通農業政策-EU 拡大とCAPの改革-」を参照。

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200705/175-189.pdf>

²⁶ http://ec.europa.eu/agriculture/healthcheck/prop_en.pdf

²⁷ http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/agricult/104240.pdf

²⁸ 各種修正規則は以下の官報に掲載されている。

<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2009:030:SOM:EN:HTML>

なお、修正の概要についてはフランス大使館ホームページなど参照。

http://www.ambafrance-jp.org/article.php3?id_article=3224

²⁹ 原注：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ

月3日の提言で提示した提案を歓迎するとともに、EU理事会に対して、この野心的なイニシアティブに関し2009年3月の欧州理事会で合意し、(東方諸国へのイニシアティブである)東方パートナーシップを、来る議長国チェコが主催するパートナー諸国との首脳会議で立ち上げられるように、この提案を検討し、報告するよう指示する。

欧州安全保障政策

30. 欧州理事会は、付属する宣言(原注:付属書2)によって、欧州安全保障・防衛政策を再度活性化するという決意を述べる。国連憲章の原則及び国連安全保障理事会の決定を守り、EUとNATOとの間で合意された戦略的パートナーシップの枠組みのなかでNATOを補完し、それぞれの意思決定の自律性及びその手続きに従いながら、この政策は引き続き発展させる。このため、欧州理事会は2003年の欧州安全保障戦略の実施に関する報告の分析を共有し、今後の欧州の能力を強化し、最適化するための新たな目標について合意するEU理事会が採択した宣言(原注:付属書6の参照文書)を支持する。EUが市民の安全保障への確実な貢献をなすとともに国際平和及び安全保障に向けて努力することを望んでいることを強調する。

付属書1~6 略

【解説】

フランスのサルコジ大統領が2007年の大統領選で打ち出した「地中海連合(Mediterranean Union)」構想は、途中紆余曲折があったものの、最終的には地中海諸国との協力関係を強化するバルセロナプロセスの一環として、2008年7月に「バルセロナプロセス:地中海のための連合(Barcelona Process: Union for the Mediterranean)」を立ち上げることに繋がった³⁰。

「地中海のための連合」では年1回外相会議を開催することが合意されたが、これを受けて2008年11月に、参加43カ国の外相がマルセイユに集まり、第1回外相会議が開催された。パラグラフ28ではこの点に言及している。なお、外相会議では当初「バルセロナプロセス:地中海のための連合」と称されていたこのイニシアティブについて、「地中海のための連合」と呼ぶことを提案している。

³⁰ 「地中海のための連合」について、概要はジェトロレポート「EU・地中海諸国関係の活性化」(2008年11月、<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/05001619>)を参照。

外相会議で採択された共同宣言³¹では、2009年に開かれる予定の会議、及び各分野の2008年の進展と2009年の作業計画を明示しているほか、「地中海のための連合」の組織規定も明記している。パラグラフ28で述べるガイドラインとはこれらの事項を指すと考えられる。

宣言ではまた、2010年までの設置を目標としている欧州地中海諸国自由貿易圏に関連して、2010年及びそれ以降の欧州地中海諸国間の貿易に関するロードマップの提示を要請した2008年7月の貿易担当相会議に言及し、二国間の自由化交渉について確認している。それによれば、サービス、開業の自由に関する交渉は、エジプト、モロッコ、チュニジア、イスラエルと2008年に開始され、2009年も継続して行われる。連合協定の貿易に関する条項について、より効率的な二国間の紛争解決メカニズムの設置については、チュニジアとの間で基本合意に達し、モロッコとも近々合意の予定である。また、農水産品、農水産加工品の自由化について2008年上半期に大きな進展があり、エジプト、イスラエルとの間で交渉が終了し、モロッコとの間で交渉が進展、チュニジアと交渉が開始されたことを確認している。

欧州委は2008年12月3日、東方近隣諸国への新たな政策イニシアティブ「東方パートナーシップ」を発表した³²。EUは既に近隣諸国への政策として欧州近隣諸国政策(European Neighbourhood Policy)を実施しているが、特にアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナら東方諸国に対する政策として、2008年6月の欧州理事会でも東方政策の検討を進めるよう求められていた。

さらにグルジア紛争の発生を受けて東方政策の重要性は増し、2008年9月の臨時欧州理事会は東方パートナーシップに関する議論を加速するよう要請した。東方パートナーシップは2009年3月の欧州理事会で合意することとなっており、パラグラフ29はこのことを確認したものである。

欧州委は、多国間では「民主主義、健全なガバナンス、安定性」、「EUとの経済統合及びEU政策への収斂」、「エネルギー安全保障」、「人的交流(Contact between people)」の4つの政策プラットフォームに分け議論を進め、年1回春に外相会議を開催することを提案しているほか、二国間でも各国の事情に応じ連合協定を締結し、政治安定化に寄与すること、深く、かつ包括的な自由貿易地域(DCFTA)の締結を推進し、最終的には欧州経済領域(EEA)を見本に近隣諸国経済共同体(Neighbourhood Economic Community)の設立を目指すこと、人の移動に関する協定締結のため段階を踏みながら議論を進めること、

³¹ http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/misc/103733.pdf

³² <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0823:FIN:EN:PDF>

エネルギー安全保障についてそれぞれの国に応じ覚書（MOU）や政策協力を進めることなどを提案でうたっている。

このほかに欧州委の提案では、これらの国々の EU との関係強化の努力を支援するため、現行の予算に新規予算を加え、経済支援を強化していくことを提示した。なお、提案では、2009 年春に関係国による首脳会議「東方パートナーシップ・サミット」を開催し、このパートナーシップを立ち上げる政治宣言を採択するよう求めている。

（牧野 直史）

【添付資料】

エネルギー/気候変動－最終合意の要点（理事会文書 17215/08³³）

ここ数週間における集中的議論の結果は、文書 16723/08、16736/08、16958/08、17086/08 を統合したものに反映されている。合意は以下の点に要約される：

(1) カーボンリーケージ³⁴のリスクにさらされない産業セクター

2020年に達成されるべき排出枠有償割当率（オークション率）は、2013年には20%に設定されていることを考慮し、また2027年には100%を達成するために、70%に設定する。

(2) カーボンリーケージのリスクにさらされる産業セクター

あるセクターがカーボンリーケージの重大なリスクにさらされているとみなされるためには、指令の実施によってもたらされる直接及び間接的な追加コストの合計が粗付加価値（GVA）の5%を超える生産コストの上昇に繋がること、ならびに {（輸出+輸入の価値全体）／（総売上高+輸入の価値全体）} が10%を超えることを条件とする。

適用除外（derogation）の方法をとることによって、指令の実施によってもたらされる直接及び間接的な追加コストの合計が粗付加価値（GVA）の30%を超える生産コストの上昇に繋がること、あるいは {（輸出+輸入の価値全体）／（総売上高³⁵+輸入の価値全体）} が30%を超えることのどちらかの要件を満たすことを条件として、特定のセクターをカーボンリーケージの重大なリスクにさらされているとみなすこともできる³⁶。

カーボンリーケージの重大なリスクにさらされているかどうかを評価する方法は、出発

³³ <http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st17/st17215.en08.pdf>

³⁴ ある地域における地球温暖化規制が厳しくなることによって、企業は競争力を維持するため、生産拠点を温暖化対策の比較的緩い域外地域に移転する可能性が出てくる。その結果、温室効果ガスの排出量が規制の厳しい国から規制の緩い国に漏洩（leak）する現象を指して、カーボンリーケージと呼ばれる。ただし、ここではより広義に、規制を厳しくした場合に競争力が減少すること一般を指してカーボンリーケージと呼んでいるとみられる。

³⁵ 総売上高（turnover）は輸出+輸入のこと。

³⁶ この2つの文章は、前者が2つの基準を満たせば自動的にカーボンリーケージのリスクにさらされているセクターとみなされるということ、後者はどちらか1つの基準を満たせば、自動的にはそのようにはみなされないが、適用除外としてカーボンリーケージのリスクにさらされているセクターとしてみなすことができることを示している。なお、2つの基準のうち、後者の {（輸出+輸入の価値全体）／（総売上高+輸入の価値全体）} という基準によれば、例えば、輸入額が多ければ、既に海外での生産に依存度が高いことから、カーボンリーケージのリスクは低いと考えられることから、そのようなケースが除外されることになる。

点として、NACE コード 3、または、適切かつ関連データが利用可能な場合は、NACE コード 4 に対応するセクターの分類に基づくこととする。

カーボンリーケージの重大なリスクにさらされるセクターの設備は、利用可能な最もよい技術のもとでの排出量をベンチマークとして、無料の排出枠が 100% 割り当てられる。欧州委は、オークションされる排出枠を加盟国間で配分するため、カーボンリーケージの重大なリスクにさらされる産業セクターに無料で追加的な排出枠を付与することがもたらす結果を研究する。これらの排出枠を付与するあらゆる決定は、欧州議会及び EU 理事会に対する欧州委の提案に基づくものとし、国際交渉の結果に照らし 2010 年 6 月になされることを予定している。欧州委は必要であれば、特に考える分配効果を考慮して、適切な措置を提案する。

(3) 電気セクターに 2013 年のオークション率 100% 達成からの適用除外を認める可能性

これらの分野の適用除外については、指令（改正案）第 10 条(c)で規定したとおり、2013 年のオークション率は少なくとも 30% とし、遅くとも 2020 年には 100% を達成できるよう徐々に引き上げていく。ランデブー条項（見直し条項）³⁷がそれぞれの適用除外の終了まで 2 年付与される。

(4) 排出枠の配分

2013 年から 2020 年までの間に加盟国がオークションしなければならない排出枠全体は、以下のように配分する。

- オークションされるべき排出枠の 88% は、2005 年の EU の制度に従い、関連する加盟国の検証された排出量の割合に応じて、加盟国間に配分される。

³⁷ ランデブー条項 (rendez-vous clause) とは、ある法的文書について、議論したにもかかわらず合意が形成されなかった場合、議論を先延ばしにし後日その問題について再度検討すると決定する場合がある。このことを当該ルールに明記した場合、その条項はしばしばランデブー条項と呼ばれる。

- オークションされるべき排出枠の 10%は、EU の連帯と成長の利益に照らし特定の加盟国間に配分される。これにより、これらの加盟国が前段に従ってオークションした排出枠を、ETS 指令案の付属書 IIA に規定されたパーセンテージにまで引き上げることになる。
- オークションされるべき排出枠の 2%は、京都議定書で設定された参照年と比較して温室効果ガスの排出量の少なくとも 20%削減を 2005 年に達成した加盟国間で右表の通り配分される。

加盟国	2%枠の配分の内訳
ブルガリア	15%
チェコ	4%
エストニア	6%
ハンガリー	5%
ラトビア	4%
リトアニア	7%
ポーランド	27%
ルーマニア	29%
スロバキア	3%

- (5) 排出量増加を認められた加盟国に対する直線的増加による修正（努力共有決定）

2005-2020 年の期間、温室効果ガスの排出量の増加を許された加盟国は、2013 年の排出量を 2008-2010 年の排出量の年間平均量にとどめなければならない義務については、これを負わないこととする。

しかしながら、これらの加盟国の 2013 年の排出量は、2009 年から直線的に増加していたら想定されたであろう量を超えないこととする。

- (6) 革新的な炭素回収貯留（CCS）技術及び再生可能エネルギー源への基金

このような基金に利用可能な排出枠は、実証プロジェクトの公平な地理的分配の枠組みに従い、3 億（トン）とする。

いずれのプロジェクトも、この目的のために利用可能な排出枠の全体量の 15%を超えてこのメカニズムにおいて支援を受けることはない。

- (7) クリーン開発メカニズム（CDM）及び共同実施（JI）（努力共有決定）

それぞれの加盟国につき認められるクレジットの最大量は、検証された 2005 年の排出量の 3%に設定する。

しかしながら、排出量削減目標を設定しているか、あるいは努力共有決定のもとで最大 5%の排出量増加目標を設定する加盟国は、後発開発途上国（LDC）あるいは小規模島嶼国

でのプロジェクトに関して、以下の 4 つ³⁸の基準のうち 1 つに当てはまることを条件として、検証された 2005 年の排出量の 1%に当たるクレジットを追加的に利用することができる。

- 全体のコストが欧州委の影響評価によれば GDP の 0.70%に等しいかそれより多いこと
- 関連する加盟国が実際に採択した目標と費用効果的なシナリオとの間で少なくとも GDP の 0.1%増加があること
- 努力共有決定によってカバーされる全体の排出量の 50%以上が輸送関連の排出量であること
- 再生可能なエネルギーの目標が 30%を超えていること

関連する加盟国はオーストリア、フィンランド、デンマーク、イタリア、スペイン、ベルギー、ルクセンブルク、ポルトガル、アイルランド、スロベニア、キプロス、スウェーデンである。

(8) オークション収入の一部の自発的な予備配分

欧州理事会は以下の宣言を採択した：

「欧州理事会は 地球上の平均気温の上昇を産業革命前のレベルより 2 度未満にとどめるという戦略目標を達成することが極めて重要であることを確認する。欧州理事会は気候変動への挑戦に対し効果的に取り組むため、明確かつ迅速な行動をとる必要があることを強調する。国際的共同行動は、気候変動への挑戦に向けて必要な規模での効果的、効率かつ衡平な対応を実施するうえで不可欠である。

この点で、気候変動・エネルギーパッケージに関する合意は、我々の惑星の将来を守る上で非常に重要であり、気候変動への取り組みにおける欧州の指導的地位を強化する。EU の気候変動・エネルギーパッケージは、特により広範な国際合意に基づく炭素市場を通じて、気候変動の影響を緩和し、適応していくための行動への財政支援の供給に寄与する。

欧州理事会は、加盟国がそれぞれの憲法上及び予算上の要件に従い、EU の排出権取引制度での排出枠のオークションから生じる収入の利用を決定することを想起する。欧州理

³⁸ 文書では「3つ」となっているが、以下では4つの基準が挙げられている。当初のドラフトでは第1段落が入っておらず、後に挿入されたため、修正ミスが発生したと思われる。

事会は、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動の影響を緩和、適応するための活動、すなわち、森林現象を防止するため、及び安全で持続可能な低炭素経済への移行に貢献する再生可能エネルギー、エネルギー効率性およびその他の技術を開発するための措置（キャパシティブルディング、技術移転、研究開発によるものを含む）について、上記収入の少なくとも半分を使用する意思を表明する。

2009年コペンハーゲンにおける気候変動に関する国際条約との関連で、上記収入の一部は条約に批准した開発途上国、特に後発開発途上国における気候変動の影響を緩和し、適応するための活動を可能とし、財政を支援するために利用される。この点で、さらなるステップが2009年春の欧州理事会で取られるべきである。」

(9) オークションに関連する選択肢の可能性に関する欧州委報告

欧州委は、ETS指令の基本原則を尊重しつつ、同指令案第10a条7段（最初の小段落）及び8段で規定されている最大のパーセンテージ以下で分配するうえでの加盟国の選択の可能性に関して、2009年半ばまでに報告する。

(10) その他の問題

- 排出権の配分を計算する基準

加盟国ごとの排出権の配分は、2005年、もしくは2005-2007年の期間の平均以下のうち、価値がより高い方に基づくこととする。

- 極端な気象条件の結果として生じる持ち越しレートの超過の許可（努力共有決定）

加盟国は年間の排出量の上限を最大5%まで超えることが認められる。

しかしながら、2013年、および2014年には、実質上温室効果ガスの排出量増加につながる極端な気象条件の変化があった場合には、加盟国は欧州委に対し持ち越しレートの増加を要請することができる。欧州委は、関連する加盟国により提供された情報に基づき、この適用除外を認めるかどうか決定する。

- プロジェクトのタイプによる特定のクレジットの利用（ETS指令）

ETS指令第11a条8段は以下のように修正すべきである：

「2013年1月1日から、プロジェクトのタイプによる特定クレジットの利用を制限する措置が適用される。

これらの措置は、日程を設定する必要がある。当該日から、同条1から4段のもとでのクレジットの利用にあたっては、これらの措置に従わなければならない。当該日程は、措置の採択後早くも6ヵ月、遅くとも3年以内でなければならない。

指令を補完し、その本質的でない要素を修正するためのものであるこれらの措置は、指令第23条2項の厳格な規制手続きに従って採択されなければならない。欧州委は加盟国が要請する場合は、これらのとるべき措置の案を（気候変動の実施規則採択のために開催される）協議会（the Committee）に提出することを検討しなければならない。」

- イグナリナ（Ignalina）原子力発電所の閉鎖

リトアニアのEU加盟条約では、イグナリナ原子力発電所は2009年末までに閉鎖することとなっている。イグナリナ原発の閉鎖が排出量の深刻な増加に繋がることが判明すれば、リトアニアは新規参入者に留保される権利として、追加的な排出権から利益を得ることができる。これらの追加的な排出権は、(a)2013-2015年の期間に検証された排出量と(b)リトアニアの発電施設に配分された無料排出枠、及びその期間にオークションで獲得した権利の8分の3の総量との差に相当する。2008-2012年の検証された排出量を超えて配分が超過する場合は、超過分はこれらの追加的権利から控除される。

欧州委はまた以下の声明を行う：「欧州委は、特にバルト諸国のエネルギー市場の相互接続の状態に照らし、状況を監視し、2015年末までに報告を行う。」

ラトビアもまた、電気需要の多くをリトアニアから輸入していることから、適正な割合によって追加的な権利から生じる利益を得ることができる。

- エネルギー安全保障

欧州委は、国際的な気候変動条約に関する交渉の影響評価において、カーボンリーケージの加盟国のエネルギー安全保障に対する影響について、特に、EUの他の加盟国との電気接続が不十分であり、かつ第三国との電気接続がある場合には、それを考慮することとする。欧州委はこの点について適当な措置をとることができる。

付属書II以下略

以上